

第19期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 会社の現況
 - 会社の財産及び損益の状況の推移
 - 主要な事業内容
 - 主要な拠点等
 - 使用人の状況
 - 主要な借入先の状況
 - その他会社の現況に関する重要な事項
- 株式の状況
- 新株予約権等の状況
- 会社役員の状態
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 - 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告
 - 計算書類に係る会計監査報告
 - 監査役会の監査報告

第19期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

株式会社エイトレッド

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の現況

会社の財産及び損益の状況の推移

期別 区分	第16期 (2023年3月期)	第17期 (2024年3月期)	第18期 (2025年3月期)	第19期(当期) (2026年3月期)
売上高(千円)	2,167,211	2,501,295	2,766,310	2,902,765
経常利益(千円)	999,660	1,053,669	1,060,916	1,061,407
当期純利益(千円)	670,293	713,761	728,342	716,075
1株当たり当期純利益(円)	89.55	95.33	97.28	95.64
総資産(千円)	5,026,527	5,726,669	6,267,586	6,909,230
純資産(千円)	4,059,576	4,604,655	5,137,068	5,610,694
1株当たり純資産(円)	537.79	608.12	676.40	739.04

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ワークフロー事業	中小・中堅企業向けワークフロー「X-point」、大手・中堅企業向けワークフロー「AgileWorks」の開発及び販売、クラウドサービス「X-pointCloud」、「AgileWorksクラウド版」の提供

主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名(7名)	7名増(1名増)	31.6歳	4.5年

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 臨時従業員数(派遣社員、パートタイマー)は、()内に当事業年度末人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 19,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 7,487,400株 |
| (3) 株主数 | 9,858名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ソフトクリエイト ホールディングス	3,840,000株	51.29%
S C S K 株 式 会 社	600,000株	8.01%
光通信KK投資事業有限責任組合	312,500株	4.17%
木 下 圭 一 郎	162,500株	2.17%
光 通 信 株 式 会 社	74,800株	1.00%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	61,500株	0.82%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	61,200株	0.82%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	42,900株	0.57%
DANSKE BANK A/S FINNISH CLIENTS	36,400株	0.49%
菊 地 雅 巳	36,300株	0.48%

(注) 持株比率は自己株式（218株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2021年6月18日	2023年6月15日
新株予約権の数		30個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり253,000円 (1株当たり2,530円)	新株予約権1個当たり151,300円 (1株当たり1,513円)
権利行使期間		2023年6月19日から 2028年6月18日まで	2025年6月16日から 2030年6月15日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保 有 状 況	取締役(社外取締役を除く)	・新株予約権の数 : 30個 ・目的となる株式数 : 3,000株 ・保有者数 : 1名	・新株予約権の数 : 100個 ・目的となる株式数 : 10,000株 ・保有者数 : 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、2021年6月18日開催の当社第14期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合、また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、2023年6月15日開催の当社第16期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社役員 の 状 況

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社補償が1,000千円に満たない場合等には填補の対象としないこととしております。

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役薄上二郎氏は、青山学院大学経営学部教授、同大学経営学研究科・戦略経営・知的財産権プログラム（SMIPRP）教授、青山ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社取締役及び中央大学国際経営学部兼任講師であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小澤幹人氏は、弁護士法人港国際法律事務所弁護士及び株式会社ネットスターズ社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・監査役湯浅奉之氏は、湯浅公認会計士事務所代表、株式会社ディビジョンコンサルティング代表取締役、KIYOラーニング株式会社社外監査役及びジャパンマシナリー株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	薄上二郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しております。 主に教授として幅広い見識と高度な専門知識を活かし、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	小澤幹人	当事業年度において開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席しております。 主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	湯浅奉之	当事業年度において開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席しております。 主に公認会計士としての専門的見地を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じ発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要に応じ発言を行っております。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、次のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するためにコンプライアンスに係る規程（企業行動憲章、企業行動基準等）を、全社に周知・徹底する。
 - ・ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ・ 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を整備する。
 - ・ 各部門の管理責任者をリスク管理活動にあたらせ、重要事項は速やかに報告させる体制を整備し、経営上の重要な事項が発生した場合には、直ちに取締役会において当該事項に関する報告、審議、決定を行うこととし、リスクを未然あるいは最小限に防ぐ。
 - ・ 法的な問題は、顧問契約先の弁護士事務所から必要に応じて助言と指導を受けられる環境を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ・ 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

- ⑤ 当社並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、独立会社であり、内部統制システムの構築については、親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社は監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と協議のうえ、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ・ 監査役会より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
 - ・ 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役会に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ・ 監査役会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、管理部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほかに、経営会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資 準 備	本 金	資 剰 余 合 計	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	621,916	621,916	621,916	3,820,936	3,820,936	△397	5,064,370	72,698	5,137,068	
事業年度中の 変動額										
剰余金の配 当				△247,078	△247,078		△247,078		△247,078	
当期純利益				716,075	716,075		716,075		716,075	
自己株式の 取 得						△47	△47		△47	
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								4,675	4,675	
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	468,997	468,997	△47	468,950	4,675	473,625	
当期末残高	621,916	621,916	621,916	4,289,934	4,289,934	△445	5,533,321	77,373	5,610,694	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として、定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品 4～10年
建物付属設備 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。
なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しており、また、販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌事業年度以降の見込販売収益の額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用又は損失として処理しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年内）に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（パッケージソフト）

パッケージソフトにおけるライセンスの販売による収益は、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動や、ライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、使用権として一時点（ライセンス供与時）で収益を認識しております。

ソフトウェアライセンスをサポートサービスと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、サポートサービスにかかる収益はサービスの提供に応じて一定期間にわたり認識しております。サポートサービスが提供されない限り当該ソフトウェアライセンスの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェアライセンスにかかる収益はサポートサービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

（クラウドサービス）

ソフトウェアライセンスがクラウドサービス上で提供される場合には、通常ライセンスに関する使用権とサポートサービス等が一体となって顧客に提供されるため、それらを単一の履行義務として、クラウドサービスに応じて一定の期間にわたり、収益を認識しております。

（会計上の見積りに関する注記）

市場販売目的のソフトウェアの評価

1 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場販売目的のソフトウェアの減価償却費	354,331千円
市場販売目的のソフトウェア	658,203千円

2 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

市場販売目的のソフトウェアは定額法により減価償却費を計上しており、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また各事業年度の未償却残高が、翌事業年度以降の見込販売収益の額を超過している場合には、当該超過額について、一時の費用又は損失として処理しております。

当事業年度においては、減価償却を実施した後の未償却残高が翌事業年度以降の見込販売収益の額を下回っているため、一時の費用又は損失の計上はしておりません。

見込販売収益の額は翌事業年度の会社の予算とその後の市場成長率を基礎として見積っております。当該見込販売収益は、業界全体にわたる経営環境の変化等を考慮し見直しを行っております。

② 主要な仮定

見込販売収益の算出に用いた主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は業界の長期平均成長率、過去の販売成長率の実績等の経営環境の変化等を考慮して、算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

ワークフロー市場のソフトウェア製品は、技術革新のスピードが速く、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いで生じており、陳腐化リスクがあります。

上記のとおり、主要な仮定である売上高成長率は市場環境の変化に影響を受けるため、見積りの不確実性が高く、ワークフロー製品の陳腐化に伴い、見込販売収益が大幅に減少した場合には、翌事業年度のソフトウェアの償却費に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	15,800千円
関係会社に対する金銭債務 未払金	9,453千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	101,115千円
営業取引以外の取引による取引高	一千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,487,400株	一株	一株	7,487,400株

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 当期首株 式数	当事業年度 増加株 式数	当事業年度 減少株 式数	当事業年度末 株式 式数
普通株式	185株	33株	一株	218株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月30日 取締役会	普通株式	119,795	16.00	2025年3月31日	2025年6月6日
2025年10月29日 取締役会	普通株式	127,282	17.00	2025年9月30日	2025年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年4月28日 取締役会	普通株式	127,282	17.00	2026年3月31日	2026年6月4日

4 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	39,500株	99,200株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、主に短期的な預金や高格付の債券等、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、運転資金、設備資金及び業務・資本提携に伴う所要資金等で、手元資金を上回る資金ニーズが生じた場合、用途、金額、期間、コスト等を総合的に勘案して、調達方法（銀行借入（短期・長期）、社債発行、公募増資）を決定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部門及び経理部門により行われ、また、内部監査室による運用状況の監査が実施されております。なお、営業債権は、そのほとんどが3カ月以内の入金期日であります。

有価証券は、コマーシャルペーパーであります。コマーシャルペーパーは資金運用基準に従い、安全性の高い銘柄のみを対象としているため、信用リスクは僅少と考えております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。当社では、経理部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

注「現金」については、現金であること、「預金」「売掛金」「電子記録債権」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券			
その他有価証券			
コマーシャルペーパー	1,990,819	1,990,819	—

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイ

ンプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としている金融資産 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
コマーシャルペーパー	—	1,990,819	—	1,990,819

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

当社が保有しているコマーシャルペーパーは、元利金の合計額を当該コマーシャルペーパーに係る期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定していることから、レベル2の時価に分類しています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	22,180千円
退職給付引当金	18,912千円
未払事業税	11,733千円
その他	18,136千円
繰延税金資産小計	70,964千円
繰延税金資産合計	70,964千円
繰延税金資産の純額	70,964千円

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
親 会 社	㈱ソフトクリエイトホールディングス	(51.3%)	通信費・家賃・水道光熱費の支払等役員の兼務	通信費・家賃・水道光熱費の支払等	101,115	未払金	9,453
同一の親会社を持つ会社	㈱ソフトクリエイト	—	販売取引 業務委託取引 役員の兼務	販売取引	287,470	売掛金	22,999
				業務委託取引	29,451	未払金	2,126
	㈱エートウジェイ	—	販売取引 出向者の派遣 業務委託取引	販売取引	800	売掛金	55
				業務委託取引	9,696	未払金	1,003
㈱ v i s u m o	—	販売取引	販売取引	605	売掛金	56	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 販売取引については、市場価格等を勘案して、協議の上決定しております。
2. 業務委託取引については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。
3. 出向者の派遣による出向料については、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。
4. 通信費支払・家賃・水道光熱費の支払等については、立替精算分であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ワークフロー事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報はサービス区分別に分解しております。

サービス区分別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	パッケージソフト	クラウドサービス	合計
一時点で移転される財	315,502	15,909	331,411
一定の期間にわたり移転される財	919,577	1,651,775	2,571,353
顧客との契約から生じる収益	1,235,079	1,667,685	2,902,765
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,235,079	1,667,685	2,902,765

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係及び当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度
契約負債（期首残高）	626,218千円
契約負債（期末残高）	729,110千円

契約負債は主に、パッケージソフトのサポートサービス及びクラウドサービスにおける顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。個々の契約により支払い条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、626,076千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	739円4銭
2	1株当たり当期純利益	95円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社エイトレッド

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 克子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 多奈部 宏子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイトレッドの2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社エイトレッド 監査役会

常勤監査役	外	山	健	一	Ⓢ
社外監査役	小	澤	幹	人	Ⓢ
社外監査役	湯	浅	奉	之	Ⓢ

以 上